

公 告

このたび、当町が行おうとする単県補助土地改良事業(通常分)綾南南部地区の認可申請をしたいから土地改良法96条の2第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この事業の施工に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養蓄の業務を営まないものまたはこの地域内にある農用地の土地を所有権以外の権原にもとづいて使用収益している者でその農用地または土地について、この町営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年9月24日までに関係農業委員会に申し出られたい。

令和8年9月15日

綾川町

町 長 前 田 武 俊



記

1. 土地改良事業計画概要
2. 条例
3. 施行に係る地域を記載した書面
4. 特別徴収金の徴収について
5. その他必要な事項

(注) この公告は、地区の属する市町の掲示場に5日間掲示して行うこと。

申出の期間は、公告開始の日から10日目とすること。

別紙のとおり